

## 福祉医療制度を利用される方へのお願い

福祉医療制度は、子ども、重度心身障害者、母子（父子）家庭等の一定要件を満たした方が、医療機関で保険診療を受けた場合に、医療費の自己負担分を市町村と県が助成する制度です。

この福祉医療制度はみなさんの税金でまかなわれています。

将来にわたりこの制度を維持していくためにも、制度の仕組みや目的などをご理解のうえ、次のことに心がけていただき、受診されるようお願いいたします。

◎福祉医療制度に優先して医療費を助成する制度があります。

一定の要件を満たす方は、福祉医療制度の他にも利用できる医療費助成制度があります。

これらの制度を利用していただくことで、福祉医療制度の経費を節減することができます。

福祉医療制度を安定的に運営していくために、福祉医療制度と他の医療費助成制度の併用にご理解とご協力をお願いします。

### 【イメージ図】



### 【他の医療費助成制度の一例】

- ・ 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）
- ・ 特定疾患
- ・ 小児慢性特定疾患
- ・ 日本スポーツ振興センター災害共済給付 など

※これらの制度を利用するためには申請手続き（無料となる場合があります。）が必要となります。

問い合わせ先

富岡市国保年金課国保係

TEL:0274-62-1511 内線1155

群馬県国保援護課福祉医療係

TEL:027-226-2676